



創刊60周年・第200号記念
 発行 埼玉県神社庁
 さいたま市大宮区高鼻町1-407
 電話048(643)3542
 編集 庁報室
 印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

庁長当時の河野省三博士 (庁報第20号 昭和31年7月20日発行より転載)

目次

庁報二百号発行を迎えて	2
神社庁報の存在意義と将来	3
庁報二百号発行を迎えて	3
お祝ひの言葉	4
充実した内容届ける県の道標	4
『無言の教へ』 父・河野省三との思い出	5
創刊六十年と二百号記念の断想	5
河野省三先生と『埼玉県神社庁報』の精神	6
学問一筋の御生涯	7
神社界の今後のあり方を考える	8
これからの神社庁報と別表神社との関わりについて	9
神社とアーカイブズ	9
三峯神社の広報活動から思うこと	10
永遠の課題	10
「共助共生」と協力体制づくりを	11
より深い情報共有を	11
マスメディアとの関わりについて	12
これからの神社庁報と別表神社の関わりについて	12
横田茂・宮澤岩雄大人を偲ぶ	13
回顧と展望	13
長い伝統の一角を担って	14
庁報特集号の回顧	14
「埼玉県神社庁報」創刊二百号を迎えて	15
神社庁報二百号発刊に臨んで	15
神社内外に対する広報のあり方	16
神社の今後のあり方について	17
埼玉県神道青年会の広報活動	18
清き明き心の実現	18
神道婦人会と今後の活動のあり方	19
神社の今後のあり方について	20
編集後記	20

庁報二百号発行を迎えて

神社庁長 中山高嶺

本号を以て、埼玉県神社庁報は第二百号を迎えることとなりました。併せて本年は、昭和二十七年六月一日の創刊より六十周年という記念すべき年にあたります。

昭和二十七年、第二代庁長に就任されたばかりの河野省三さんが、予てからの懸案であった埼玉県神社庁報を発行されました。

巻頭の「創刊のことば」には、県内神社関係者が神祇を中心とする諸種の問題に関して正しい認識を持ち、誤りのない方針を執り得るよう、広く識者の建設的な意見や神社庁の事業計画、その経過報告、また、各神社及び各支部神職、氏子総代各位の活動の状況、本庁並びに神社庁の伝達事項、その他参考になるべき資料を掲載し、神社神道本来の使命達成に聊かなりとも寄与したいとの念願が述べられています。

その指導の下、第三代庁長になられた山田勝利さんと神職で國學院大學教授の西角井正慶さん、総代会の石坂養平さんたちのご尽力によって編集されたのが、昭和四十四年九月発行の第七十二・七十三合併号までの第一期ともいえる時代です。神職としての教養、氏子方面の教化に関して役立ち、また、学校教育にも参考になるようにと毎号、様々な特集を企画されました。

ただし、昭和三十八年の河野さんの逝去、昭和四十四年には石坂さんの逝去、そして西角井さんのご病気に伴い、遂に休刊となり、昭和四十六年一月には、その西角井さんも庁報の復刊を見ぬまま逝去されました。

昭和四十六年、この年は神社庁設立二十五周年にあたり、当時庁長の藺田武男さんより、教化副委員長の宮澤岩雄さんに、教化委員会を編集するようにとの命があり、第七十四号を二十五周年の記念特集号として、九月二十日、丸二年ぶりに復刊が成りました。

教化委員会では当初、庁報編集委員会、次いで教化委員会広報部が平成四年度末の第百三十一号まで編集を担当しました。特集も、「神社」「啓蒙」「学術」「時事」の四つを交互に編集することになり、教化委員会の様々な活動と同期した編集がなされました。いわば、これが第二期ともいえる時代です。

平成五年、当時の庁長、高麗澄雄さんが就任二年目に際して神社庁の機構改革を行い、これに伴って新たに庁報室が設置されました。これが現在に続く第三期ともいえる時代です。初代室長には、副庁長だった廣瀬和俊さんがあたることになり、当初は教化副委員長の中山眞明さんを編集長に、若手の編集委員六名を擁して取り組むことになりました。

高麗さんからは、河野さんの時のように、見識の高い、学術的で格調の高い庁報を目指すようにとの指示から、毎号、祭祀や信仰等を中心に特集を設けた編集がなされました。その後、藺田稔さんが副庁長・庁長時に亘って室長を務められ、現室長である副庁長の竹本佳徳さんに至るまで、この編集方針が貫かれています。

以上、六十年に亘る庁報編集の変遷について述べましたが、埼玉県神社庁において、ま

た、庁報において河野庁長以来、一貫して各社、各神職に呼びかけられてきたものが、神職による神社の調査と神社誌の作成です。

河野さんは庁長就任時より、神職による神社調査の必要性を説かれ、神社庁の事業計画にも掲げられ、西角井さんを調査委員長に「埼玉県神社調査要目」を策定させて県内神職に向けて積極的に取り組まれました。これにより幾つかの支部から神社誌が作られ、これには設立四十周年記念事業として埼玉県全社を網羅した『埼玉の神社』が調査刊行されることになりました。これには、当時の横田茂庁長、竹本佳輝・宮澤岩雄両副庁長という、若い時から河野さんや西角井さんから薫陶を受けられた方々による体制の中、県内神社、神職の協力の下、昭和五十六年に着手されました。

三峯神社としては、副庁長でもあり、この事業の積極的な推進役の一人であった宮澤岩雄宮司のお考えで、神社庁より三峯山博物館の調査委託事業として、館長でもあった廣瀬和俊権宮司を団長に、博物館職員を総動員して事業の機動部隊とし、その後、十年余に亘って物心両面から貢献させて頂き、完遂することができました。思い返しても、あの事業を行うことができたのは、あの時しなく、まさに大英断でありました。河野さんをはじめ、埼玉県の神社界を支えられた諸先輩方の遺志を具現化するお手伝いが出来たことを誇らしく感じております。

なお、二百号を記念して、別冊の索引を作成しております。これをご覧頂くことにより、斯界発展のため、来し方を確認し未来を見通す道しるべとして活用されることを切に望みます。

神社庁報の存在意義と将来

副庁長 竹本佳徳

今から六十年前の昭和二十七年四月二十八日、我が国は敵軍の占領統治から解放され、独立を回復した。時を同じくして、河野省三博士が神社庁長に就任、本庁報を創刊された。

その目途とするところ、占領下に雌伏を余儀なくされた斯界が、その社会的地位を回復し、新日本の建設に主導的役割を果たすべく、県内神社関係者の意識を確立することにあつたと考えて良からう。

例えば、紙に印刷した物が貴重な時代であつた。県内の移動に、自動車を使える人は限られていた。河野庁長の学識と人脈を駆使して発行される庁報が、本県神社関係者の見識と自覚を高めるのに、大いに役立ったであろうことは想像に難くない。庁報は、埼玉の神道教学の宝庫であつた。

その庁報が二百号を迎えた。こうなると、折角の貴重な記事も、その存否を含めて、検索するのが容易でない。そこで、本号の付録として総索引を付すことにした。我々の先輩が、神社神道の興隆宣布に心を砕いた跡を辿り、道統を継ぐよすがとなれば幸いである。

神社調査資料室では、『埼玉の神社』の資料をコンピュータに入力し、縦横に検索できるようにする作業が進められている。神社庁報についても、同様にデータ化して、コンピュータに入力すれば、検索の利便性は格段に向上するであろう。

更に進めて、将来は庁報そのものを電子情報化して発行することが考えられる。そうすれば、現在、教化委員会が担当している神社庁ホームページと、相互に連携させることも可能になるう。

その一方、電子情報には、確実性に欠けるという難点がある。読み易さも、やはり紙の印刷物に分があるう。そして何より、年を経た印刷物には、時代背景まで感じさせる風格が漂う。そんなことに愛着を感じる老兵は、現代的利便性に配慮しつつも、尚、当分は紙の庁報を続けたいと思うのである。

庁報二百号発行を迎えて

副庁長 押田豊

庁報二百号おめでとうございます。

戦後、昭和二十六年にサンフランシスコ講和条約が締結され、翌年、日本は、長い占領から解放され、独立して主権を回復。GHQによる「神道指令」の束縛を離れ、漸く日本人が自らの歴史・文化を再生することができる環境になりました。そうした中、昭和二十七年六月一日付で、埼玉県神社庁報が創刊されました。

その創刊のことには、「県内神社関係者が、神祇を中心とする諸種の問題に関して正しい認識を持ち、誤りのない方針を執り得るやう、広く識者の建設的な意見や、神社庁の事業計画その経過報告、また各神社及び各郡支部神職氏子総代各位の活動状況、本庁並神社庁の伝達事項、その他参考になる可き資料を掲載し神社神道本来の使命達成に聊かなりとも寄与したい」とあります。併せて、当時の河野省三神社庁長が、「神社と神職と神社庁」と題し、神社庁の指導理念として「日本の国情に即した神社神道の正しい有力な発揚」という方針を示されました。

以後、その一端を担うべく、庁報は、歴代の神社関係者の思いを受け継ぎながら現在に至り、時宜に即した内容の識者からの寄稿、各大会の経過報告、神道の神学的考察、神社本庁からの通達並びに神社庁の動き等々が毎号掲載され、県内神社関係者に対して、情報の共有化に役立っています。最近では、写真等も多く配して読みやすいものになっています。

神社関係者は、兼業の方が多く、なかなか研修会等に参加できないこともあり、斯界の活動全般に亘った記事が、庁報に掲載され、各神社に限らず発信される意義は大変大きいと思います。

神宮の遷宮をはじめ、日本の歴史と伝統を次世代にしっかりと継承するため、情報提供の大切さを再確認し、今後その使命を益々発揮していただくことを心より期待しています。

お祝ひの言葉

神社本庁総長 田 中 恆 清

この度、『埼玉県神社庁報』が創刊六十周年を迎へ、二百号を数へられましたこと、まことにおめでたく、御同慶の至りに存じます。

顧みれば、貴庁庁報の創刊は昭和二十七年六月一日、わが国の独立恢復直後のことでした。創刊号をひもとくと、神道学の泰斗としてつとに名高い河野省三庁長による御挨拶と「創刊のことば」が巻頭を飾っております。そこには、足掛け八年に及ぶ連合国軍の占領から解放された喜び、斯道興隆とわが国、ひいては人類の幸福のために邁進する決意が高らかに謳はれてあります。一方、この希望に満ちた文辞の紙背からは独立に至るまでのいはゆる神道指令に端を發した苦難の時代を窺ひ知ることができ、先人達の並々ならぬ労苦にただただ頭の下がる思ひが致します。

爾来六十年、常に敬神崇祖、尊皇愛国の念を標榜し、貴庁及び管内神社をはじめ神社界に関する情報を弛まず発信してこられたことに深く敬意を表します。わけでも、第五十九回から六十一回に至る三度の神宮式年遷宮、昭和から平成への御代替り等、歴史に残る皇室国家の重事を拝しつつ記録、広報に努め、この度の節目を迎えられましたことは、教化広報面はもとより後世に伝へる資料の整備といふ面からも極めて意義深いことといへませう。

今後とも、時代を映す情報源として庁報が永く発行されることを心より期待致します。

終りに、貴庁並びに管内神社の益々の興隆をお祈り申上げ、お祝ひの言葉と致します。

充実した内容届ける県の道標

神社新報社社長 小 串 和 夫

埼玉県神社庁報の記念すべき二百号が発行されますことを、まづ以て心からお慶び申し上げます。

貴誌は、昭和二十七年六月一日に創刊されてより、「県内神社関係者が神祇を中心とする諸種の問題に関して正しい認識を持ち誤りのない方針を執り得る」べく、戦後の厳しい状況下から今日に至るまで、多彩な論文や神社庁の取組み、県内の情報など充実した広報誌として発行されてきました。この間の関係各位の尽力に対し、深甚の敬意を表する次第です。

庁報の神社庁活動に占める重要性は、非常に大きいものがあらうかと存じます。神社庁の事務機関誌である庁報をより充実したものとするためには、神社神道の共通の基盤に立ち、敬神尊皇の大義を明らかにすることが重要で、読者の好みに合はせ、より多くの読者を獲得すれば目標を達成する一般商業誌とは根本的に性格を別にするものです。ときには時流に迎合することなく、信仰護持のための編輯を考へねばなりません。そのやうななか、貴誌は平成十一年に神社本庁主催でおこなわれた第一回広報誌コンテストの関係団体広報誌部門に入選するなど、斯界の手本となるやうな庁報を出し続けてこられました。庁報を作成するにあたり、信仰を昂め、見識を深める努力をしてこられたからこそ、成し遂げられることだと思ひます。

今後、貴誌がさらに充実した内容で、県内のお社に迅速かつ適正な情報を届け続けていかれますことを心から願って已みません。

結びにあたり、埼玉県神社庁の益々の御発展と関係各位の一層の御健勝御活躍を祈念し、お祝ひの言葉と致します。

『無言の教え』父・河野省三との思い出

玉敷神社宮司 河野雪雄

父、河野省三が庁長時代に創刊した埼玉県神社庁報が、二百号という節目を迎えるにあたり、お祝いの言葉に代えて、父との思い出深い逸話を紹介させて頂く。

昭和二十二年三月の中ごろ、念願の旧制浦和高等学校の入試に合格して、浮かれ気分浸っていたある日、私は父から書類の整理の手伝いを頼まれた。

資料などに他の人が触れるのを、普段、あれほど嫌がっていた父にしては、珍しい事だなと思いつながら、薄暗い書斎の机の上に広げられた書類の整理を、言われるままに進めていると、大きさA5版程、厚さ一糎足らずの和綴じの小冊子が残されているのに気付いた。手にとってパラパラめくって見ると、英単語とその和訳は勿論、発音記号まで毛筆できちんと丁寧に書かれている英和辞書の写本の一部であった。

「これは如何したのですか」と私の問いに、父は「中学校入学の当時、田舎では英語の字引の入手はなかなか難しく、町では、ただ一冊T医師が持っているだけだったので、其処から借りて写して勉強したものだ」と答えたのみで、私の手から取り上げた小冊子を大事そうに机の抽斗に仕舞い込み、整理の手伝いも其れを以て一段落となった。

それから十六年後、父は鬼籍に入った。そこで私は改めて、三十二年余の父との触れ合いについて振り返って見た。そして、思い出されたのが以上に記した時のことである。

「あの書類中に『小冊子』があったのは、父が慇懃と紛れ込ませていたのではないか？何故か？」と思いを巡らした末に、それは「勉強しろよ！努力しろよ！」との『無言の教え』ではなかったかと気付かされた事であった。

創刊六十年と二百号記念の断想

前庁長・前庁報室長 藪田稔

本県神社庁唯一の機関誌が創刊して六十年の節目を迎え、今回で二百号を記念することには深い感慨を覚える。第二代庁長の河野省三先生の高いご見識で昭和二十七年六月一日に創刊されて以来、同四十五年を休刊したものの毎年三、四回は続刊して二百号を重ねてきたことになる。河野先生がご健康を理由に庁長を勇退された、昭和三十五年八月に発行の第四十一・二合併号には、先生が寄稿された「神社庁と庁報と私」という文章がある。

これを拝読すると、冒頭に神社庁の歩みを回顧されたあと庁報の役割を論じられて、多面的な内容を盛り込みながらも、「本県神職各位の、また氏子総代各位との連絡懇親を図りながら、神職としての教養、氏子方面への教化に関して出来るだけ役立つやうに工夫」されたこと記し、結びに「私の希望」として「神職の自覚と活動と」とって協同一致の努力と共に研修教養に対する一段の活気と神社並びに敬神觀念の最善の意義を發揚する考慮と努力とが切望される」と言及されている。

その後、今は亡き西角井正慶先生が庁報編集に当たられた、昭和四十年代から時に編集のお手伝いをした懐かしい思い出もあるが、本格的には平成七年度から副庁長として庁報室を預かりつつ、庁長任期中の同十六年春までの長期間、編集の責任を負ってきた立場を振り返ると、果たして河野先生のご遺志を全うし得たかと、いささか忸怩たるものがある。

今は竹本佳徳副庁長が庁報室長に当たられ、朝日則安編集長の下で六人の編集委員諸兄が鋭意工夫を凝らして内容の充実を図っておられることは頼もしいかぎりである。

顧みるに、これまで二百号を重ねてきた庁報の多彩な掲載内容は、そのまま本県神社界の戦後奮闘の歴史でもある。今後とも社会の著しい情報化に対応し、活発な教化委員会とも連携して斯界の期待に応えていただきたい。

河野省三先生と『埼玉県神社庁報』の精神

國學院大學教授 阪本是丸

『埼玉県神社庁報』が昭和二十七年六月一日付けで創刊されてから満六十年となり、その号数も本号で二百号といふ節目を迎へることになった。茲に衷心より御祝辞を呈するものである。

周知の通り、『埼玉県神社庁報』が創刊された昭和二十七年といふ年は四月二十八日に講和条約が発効し、足掛け八年に亘る連合国軍の占領から祖国日本が独立を恢復した年であつた。そして、前年八月には戦後の公職追放により雌伏を余儀なくされてゐた河野省三先生の追放が解除され、愈々先生の再度の出版を待望する斯界の期待が高まつてゐた年でもあつた。さうした中、河野先生は、埼玉県の神社界は言ふに及ばず、広く斯界の輿望を一身に受けて埼玉県神社庁長に就任され、以後その逝去に至るまで獅子奮迅の活躍をされたこと、これまた周知の通りである。

河野先生は生涯を通じて父祖伝来の土着神主としての誇りと、その郷土・埼玉に深い愛着の念を抱かれてゐたが、それに加へて、全ての神社人がその神主としての誇りと使命、そして神社の存在意義を広く社会や学界に訴へる活動の重要性を実践躬行された。その一つの実践が『埼玉県神社庁報』の創刊であり、先生はその逝去に至るまでの九十年の間、創刊号から五十一号までの毎号に珠玉の文章を掲載され続けて来られたのである。

「先生がお書きになり、先生がお話し下さ

ることは、即ち先生が日常御実行になつて居られることのみであつた。信仰と学問とその実践が一体となつて先生のお人柄をつくり、尽きることなき深く広い教化の泉となつて居られたと思ふ。」かう、当時埼玉県神社庁長であつた山田勝利川越水川神社宮司は「神社新報」（昭和三十八年一月十九日号）での追悼文で回想されてゐるが、まことに『埼玉県神社庁報』は、その河野先生の神社人・神主としての生き方・精神を創刊以来今日に至るまで継承してゐる神社庁の広報誌であると小生も思ふのである。

凡そ、いかなる新聞や雑誌、広報誌にもその創刊の精神といふものがある。当然、『埼玉県神社庁報』にも「創刊の精神」は存するのであり、それは「創刊のこぼ」に端的に表明されてゐる。即ち、「(上略)此の際神社界こそ最も力をこめ、心を新にし伝統を明かにして、以つて正しい目標を定め一致協力神職各自が斯道の興隆に挺身し、日本の為にひいては人類の幸福の為にその目標の実現達成に邁進しなければなりません。こゝに予てからの懸案であつた私たちの埼玉県神社庁報を發行して県内神社関係者が神祇を中心とする諸種の問題に関して正しい認識を持ち誤りのない方針を執り得るやう広く識者の建設的な意見や神社庁の事業計画その経過報告、また各神社及び各郡支部神職氏子総代各位の活動状況、本庁並神社庁の伝達事項、其の他参考

になる可き資料を掲載し神社神道本来の使命達成に聊かなりとも寄与したい念願であります。(下略)」といふものである。

この「創刊のこぼ」に見られる精神を具現化すべく、河野省三先生は創刊号に「神社と神職と神社庁」を掲載し、埼玉県の神職をはじめとする神社関係者に進むべき道の指針を提示されたのである。その具体的指針・目標は多岐に亘つてゐるが、小生の目を惹いたのが「今日の神社に、宗教法人法の法人として、其の正しい機能を發揮し得られるやうにとめると共に、日本に於ける、或は郷土々々に於ける神社の有する日本の歴史的文化、宗教的、道徳的、産業的な国民生活の各方面に亘る精神的、俗的意義の豊富な神社の思想的機能を發揮するところに、神職の重要な心構へがあり、つとめがある」といふ、いかにも先生らしさを感じさせる行である。

言ふまでもなく、戦前にあつては神社は「国家の宗祀」とされ、行政上は「宗教」として取り扱はれてゐない「營造物法人」であつた。かかる国家の行政的措置から、「神社は宗教か、否か」といつた神社の本質を無視した「神社非宗教論」や、それに反対する「神社宗教論」が各々主張されるといふ二者択一的考へ方があつた。他方、戦後では「神社は宗教法人であり、明白に宗教となつた」といふ、これまた神社の本質・伝統を無視した「神社宗教論」が盛んに主張されるやうになつた。河野先生は、かうした二者択一的神社観を戦前・戦後を通じて厳しく戒められ、神社の各方面の「思想的機能」の發揮を終始一貫して訴へられたのである。『埼玉県神社庁報』の精神とは、このことに尽きるであらう。

学問一筋の御生涯

神社本庁教学顧問
須賀神社宮司 沼部 春友

國學院大學で私が河野省三先生の御講義を拝聴したのは、昭和三十六・七年度で、大学院における「神道教学特殊研究」の授業だった。内容は江戸時代の国学者が説いた、通俗平易な神道説についてであった。

この授業は毎週金曜日の三時限目で、当時移築して間もない本部棟校舎二階の二一〇番という小さな教室だった。同じ時間に隣の二二一番教室では金田一京助先生が、その向こう隣の二二二番教室では金澤庄三郎先生が御講義されていた。あるとき河野先生が授業中に、八十才を超えた教員が三人隣りあわせて講義すると言うことは、世界でもまずないだろう、とおっしゃられた。当時の國學院大學には定年制がなく、錚錚たる教授陣が揃っておられた。

先生が大学へ御出講になられるときは、御自宅のある騎西町（現加須市騎西）からバスで鴻巣駅まで出られ、高崎線で赤羽駅まで乗られて赤羽線に乗換え、池袋駅にて更に山手線に乗換えて、渋谷駅までいらっしゃったのである。

私は昭和三十六年四月に、大学院に入ると同時に、日本文化研究所の『神道論文総目録』

編纂事業に携わり、翌三十七年度には神道学研究室の副手を拝命した。そこで、河野

先生が御出講になられるときは、いつも研究所の坪井洋文研究員が私が、赤羽駅までお迎えに伺った。赤羽駅では先生は前から三両目の列車の前方デッキから、左脇に講義資料の

風呂敷包みをかかえ、右手でステッキをつかれて降りてこられた。当時はどこの駅にもエレベーターやエスカレーターはなかったから、先生は階段の昇降に手摺りを使われていた。また、車中には冷暖房もなかったから、

気温が高くなると、窓が開放され、レールの継ぎ目によって、車中にはガタンゴトンと騒音が聞こえて煩かった。そんなあるときのことである。車中、先生は椅子に腰をかけた

ら、私は左脇に先生の風呂敷包みをかかえ、右手は吊り皮を握っていたときのことである。先生が上を向かれるようにして、私に話しかけて下さったのである。しかし先生の静かなお声は、電車の騒音に掻き消されて聞き取れない。そこで私が「ハイ」と返事をした

ら、すぐさま「ハイ」じゃないよ、と今度は周囲の乗客にも聞こえるような大きなお声でいわれ、一瞬ドキッとし、「よく聞きとれま

せんでしたので、もう一度おっしゃって下さい」と申し上げると、「君はいま何の本を読んでいるのか、どんな論文にとりくんでいるのか」ということだった。何とも赤面の至りであった。

それから数日後、先生のお宅へ伺うと、「座敷の机の上にあるものを持っておいで」といわれた。私が座敷へ行って、机の上に置いてあるものを先生のところへお持ちすると、先生は「学者の鍵を貸してあげるよ」といわれてそれを私にお貸し下さった。それは数日前に電車の中で私が申し上げた、いまとりくんでいる論文の資料になるものであった。これに類する事は何度かあった。いま思うとどれだけ先生の御期待にお応えできたのであろうか。何ともお恥ずかしい限りである。

先生は戦前の教え子（当時の神道学科教授）には、厳しく御指導なさっていた面も有りだった。大学へ御出講の折、ある教授の前で、風呂敷をひろげて講義資料をお見せし、「こういうものを知っているかい」といわれた。そこで見せられた教授が手に取って見ようとすると、「もう授業の時間だから」といわれて、風呂敷で包まれてしまった。

親という者は、子供には厳しく孫には優しいのが世の常である。私は先生に孫のように可愛がっていた一人と思っている。先生の御高恩に改めて衷心より感謝申し上げます。擱筆する。

神社界の今後のあり方を考える

神社本庁教学顧問
秩父神社宮司 園田 稔

昨年三月十一日に東日本一帯を襲った大震災は、期せずして現代の日本社会が抱えている欺瞞的繁栄にひそむ機構不全をさまざまに様相で露呈せしめ、今さらに近代文明に奢るだけの我われに、その行き詰まりを突きつける事態となった。

しきりに想定外とされた大津波と原発事故という、天災とも人災とも別け難い未曾有の大災害によって、二万に近い死者と膨大な社会資産の流失や被災による数十万の罹災民たちの苦難とは、単なる天災の犠牲ではなく、安逸な生活文明の行き詰まりを坐視するばかりの我われを覚醒せしめるための、あまりにも尊い犠牲とも受け止めるべきであろう。

全国八万余の神社界が、今後どのようなあり方を展望して国家社会の健全な将来に資することができるかは、もとより日本古来の尊い歴史文化を本質的に受け継ぐべき覚悟と求道を不可欠とするが、併せて時代の社会的弊を鋭く洞察して神社神道にふさわしい社会的貢献を真摯に模索することが、大震災の尊い犠牲にお報いする方途でもあらうと思う。そこで、限られた字数ゆえに箇条書きで当面の想いをとどめてみたい。

(一) 日本人古来の「いのちの森」を神々の座とする神聖観念にもとづく神社境内の整備
崇敬型と氏神型とを問わず全国神社の真骨頂は、地域の水源や生きものの母胎である豊

かな森に鎮座することにある。一口に敬神崇祖という神道文化は、いわば生氣に満ちた森に神威を感得する日本人の靈性感覚に根ざしてこそであり、そのことは現代の景観工学など先端的な実証研究でも、開放的な緑の空間が現代人共通の変わらぬ癒やしの場であることを指摘している。社叢を通して神威に触れることで自然への畏敬の念を取り戻すことが、ひいては現代社会に肝要な自然との共生回復の導きとなることを期待したい。

(二) 地域コミュニティ再構築のかなめとなる 神社活動の推進

日本社会の近代化は文明的な成功の陰に一貫して地域の共同体を解体する道を進んことになり、現今の急激な少子化と高齢化にともなうて今や「無縁社会」の病弊さえ問われる時代となった。だが、今回の東日本大震災や阪神淡路大震災をはじめ近年頻発する災害に際し、改めて家族や近隣の絆がいかに大切であるかが再認識され、さらにはグローバル化した経済社会の行き詰まりを打開する方途として地域や地方の自立がさまざまに模索される時代をも迎えている。いわゆるローカリズム(地方主義)の復権であり、地域社会の再構築という命題である。たとえば、「地産地消」とか「エコ・ミュージアム(まるごと博物館)」運動とか、巨大企業の経済支配を排して地域社会内での人間的絆による自助的生

活社会を復活する試みである。実は、その点に伝統的なコミュニティ文化としての神社と神事祭礼の活性化が期待されている。そのことは、特に今回の大震災に際して被災集落に残存した神社と復活した祭礼芸能がいかに被災民共助の拠り所であったかに明示されている。またその事実を踏まえて、被災地でのコミュニティ復興にも必ず集落に接する鎮守の森を構築して伝統の神事祭礼を継承して欲しいと思う。

(三) コミュニティ文化たる神社と神事祭礼の 宗教性を自覚し啓発すること

特に神職・総代が、自信を以て神社神道の共同体ならではの宗教性を教学的にも見極めて、現代に有効な人心の通い合うコミュニティ造りに参画する態勢を要する。因みに、日本の伝統的な集落社会が住民たちの安心立命の共同体であり得た根拠は、単に生活共助の絆にあるばかりでなく、生者と死者たちとの絆や、海川山野の自然風土と一体の、いわば靈的生命のいのちの共同体だということにある。神道で「敬神崇祖」と唱え、神社を家郷やまほろばの拠点として「鎮守の森」を称揚するのも、この理由によるからこそである。

戦後社会の文明化によって、現代社会には利己主義の弊害がはびこり、人間本来の共同性をないがしろにする気風が支配するなかで、コミュニティ文化であるべき神社祭礼を今後の社会再生に活かすことは容易ではない。だが、昨年の大震災をさかんに、若者たちを中心に人心は確実に変化しつつある。本県の神社界も、これを好機と捉えて欲しいものである。

これからの神社庁報と別表神社との 関わりについて

氷川神社宮司 東角井 晴 臣

神社庁報二百号の記念号の発刊、また、創刊六十周年を迎えます。事心よりお祝い申し上げます。これまで庁報に携われてきた方々の御尽力に深く感謝申し上げます。

さて、斯界におきましては、現在社会環境の変化に対応した広報教化活動、則ち情報価値の提供が求められております。氷川神社では、広報教化活動としての社報の発行はなく、社頭にて月毎に神社の祭事説明や神道の概論等のリーフレットを配布、年末の新聞、ラジコ広告、その他の取材に応じている状況であり、積極的な広報教化活動を行っておりません。

ただ御承知の通り、埼玉県の中核都市にある神社として明確な働きがなければ崇敬者の足は遠くなるばかりです。勿論、聖俗の截然たる境界はなく、マスメディアに迎合し神威を貶める稚拙な広報は避けるべきです。しかしながら神社に足を運んでもらうためには敷居を高くしてはならず、広く開かれていなくては意味がありませんし、自己満足的な神道論を述べるだけでは広報とはいえません。神職の役割は明確な教学理念のもと、聖俗のバランスを見極め広報活動を行う事が重要です。

また、広報と教化は厳密には違います。広報とは事業内容・活動状況を広く伝えることで、教化とは神道の教えを説く事です。広報の先にあるのが教化と言えます。各神社は広報は行っておりますが、教化はなかなか困難であるのが現状です。まず手に取って見てもらえるよう、求められている情報をわかりやすく揭示し興味を持ってもらい、それから深く専門的な教化の部分を示す。つまり視覚、聴覚等の触れる広報から、感性や精神といった心に浸透させる教化に移行していくのが本来の教化活動であるといえます。

埼玉県神社庁報は主に神職等の関係者に向けての冊子であり、庁報を広報活動とは一概にはいえないと感じておりますが、斯界、特に庁の広報活動は神道の教学、祭祀を深く専門的に教化できるものであり、今後は教化に繋がる内容に更なる期待を致します。

結びにあたり、斯界の益々のご発展と庁報編集室の皆様のご活躍をお祈り申し上げ祝辞と致します。

神社とアーカイブズ

金鑽神社宮司 金 鑽 俊 樹

河野省三庁長時代の昭和二十七年に発刊された庁報が創刊六十周年と発刊二百号を迎える事をお喜び申し上げます。

膨大な初期からの庁報をめくりますと、高名な著者の論や貴重な記事が散見され、その時代を超えての有益さは、まさに温故知新にふさわしいものと感じられる。

膨大な庁報を前にして、神社と記録保存について考えてみたい。神社関係の近世期以降の文書の多量は、災害の多い風土を考えると、墨と筆そして和紙に負うところが大きい。都道府県の文書館蔵の近代神社行政文書は、初期から半ばまでの墨書文書の傷みは虫食いくらいだが、ペン書きが許可される半ばから昭和期の洋紙では、文書本体の傷みが進んでいる。昭和末年から、ワープロの普及そしてパソコンによる浄書化により、十三行野紙に墨書きという達筆も神社界から絶えて久しい。神社の日誌や祭典記録そして関係する神社文書は、後世貴重な史料として活用される事が望ましい。

しかし、昨今の洋紙にプリントされた神社文書やデジタル化されたデータが、百年後に判読できるのか怪しいものである。それは、五インチサイズのフロッピーやVHS・β規格のビデオテープも見かけなくなつた事と同類であろう。百年後に、昭和末年から平成期の神社文書やデータが見あたらずに、神社文書の不毛期間であったというのでは、笑い話にもならない。残す努力をしない史料は後世に残らない。デジタル化された神社文書も含めて、神職の不断の努力と意識改革が必要とされている。

現在では、デジタル化した文書をクラウド上に保存する事が最良となりつつある。出来ることなら、ウェブ上や印刷物として文書を公開することによって、様々な角度からの史料検索が可能になり、神社に対して益する部分も多くなるろう。

神社での文書管理は、個々の宮司の意識による事が大きいのだが、神社本庁・各神社庁そして支部や神社にいたるまで、しっかりと文書管理規程に則って文書保存について意識したいものだ。

三峯神社の広報活動から思うこと

三峯神社宮司 中山 高嶺

当社では、昭和三十三年五月二十日より社報「みつみ祢山」を発行し、現在二百十六号を数えます。それ以前には、今と違いガリ版刷りによる冊子として「山上通信」が発行されてきました。創刊号は昭和二十四年十二月号で、昭和二十九年六月三十日には、「秩父宮妃殿下の御来山を祝って」と題して再刊された後、現在の社報へと引き継がれました。

「みつみ祢山」発刊の言葉には、「三峰山の御神威の弥栄は一重に古来からこの山に行じ、身を修め、神霊を崇めた限りない信仰者の人々の力であるし、又春ともなれば三峯神社参拝の講社団体がひきもきらぬ有様は神徳の威大さを畏む外ないのである。この御神威をいやが上にも高める一入尊い神霊に報ゆる為にも、又各地の講社崇敬者各位の敬心を一層興隆せしめてお互いに一体感を持って頂く為にもと考へ」と当時の宮澤岩雄宮司は述べています。

発行は年四回で、神社の年中行事の報告や告知、全国の三峯講社に関する記事や、当社にご縁がある方々に筆耕頂き、少しでも講社崇敬者の教化に繋がるよう心懸けています。

この他、ホームページ上で四季折々の山上の様子や行事の紹介等を行っております。また、近年のパワースポットブームで、マスメディアの取材も多くなりましたが、神社の尊厳を損なうことのないよう心懸けています。

さて、電子媒体を活用した情報活動は今後とも必要ですが、また一方で、紙の媒体にも捨てがたいものがあります。当社には、県文化財ともなっている江戸時代から続く社務日誌の『日鑑』があります。紙の媒体であるが故に、当時を伝える貴重な資料として残されています。今後ともどちらだけというのではなく、広報活動には併存、共有することによる活用の多様化を図るべきと考えます。

二百号を迎えた庁報については、過去、周年記念で復刻合本が発行されましたが、これなどは今後の活用や、これまでの斯界の考えや活動を一般にも広く知って頂くためにも、紙ではなく、神社庁のホームページを活用し、掲載していくことなども、今後の庁報室の活動として捉えてもらえればと思います。

永遠の課題

寶登山神社宮司 中山 高明

昭和二十七年六月、庁報第一号が発刊されてより、六十年の節目の年を迎え、本号が二百号を数える記念号となりました事、誠に御慶び申し上げます。

当時は講和条約が発効され、占領から日本の独立が回復したとはいえ、まだまだ敗戦（神道指令も含め、国民の生活基盤等）の影響の色濃く残る中で創刊された事は、河野省三庁長や当時の役員・関係者の並々ならぬ熱意と努力の賜物であり、戦後世代の私には想像以上の困難が伴っていたのではないかと推察されるのである。

その「創刊のことは」には、心を新にし、伝統を明からにして、以つて正しい目標を定め、一致協力、神職各自が斯道の興隆に挺身し、県内神社関係者が神祇を中心とする諸種の問題に関して正しい認識を持ち、誤りのない方針を執り得るよう、広く識者の建設的な意見や神社庁の事業計画、その経過報告、また、各神社及び各支部神職、氏子総代各位の活動の状況、本庁並びに神社庁の伝達事項、その他参考になるべき資料を掲載し、神社神道本来の使命達成に聊かなりとも寄与したいといったことが述べられている。この「ことは」は二百号を迎えて、六十年を経過した今でもそのまま言える事でもある。

この稿を書くに当たり、改めて庁報を読み直してみても、一番強く感じた事は、寄稿されたすべての方々に通じていると思えるのは「神職自身の資質の向上」が必要であるという事である。その為にも神社庁設立五十周年記念復刻版に続く庁報合本の発刊を望むところである。

神職としての使命の第一義が御神徳を発揚し、神社の尊厳を守り、祭祀を厳修し、氏子・崇敬者を教化育成する事であるならば、この庁報や神社新報を熟読し、各種の講習・研修会への参加、更に自己研鑽を通じて、資質の向上を図る他に道は無く、これは今までも、現在も、これからも永遠の課題である。

「共助共生」と協力体制づくりを

箭弓稲荷神社宮司 澤田昌生

昨年三月に東日本を襲った、国難ともいえるほどの大震災は、各地に甚大な被害をもたらした。

この震災以来、「絆」「共助共生」と、改めて声高に叫ばれている。我々神社人は、毎日の朝拝の神社拝詞で、大神の広き厚き御恵を感謝し、天皇を仰ぎ奉り、直き正しき真心で、誠の道に違ふことなく、世の為人の為に尽くしますと奉唱し、実践に努めている。

絆や共助共生と叫ばれてはいても、現下の情勢は、政治経済はもとより、国の内外を問わず憂慮すべき有様である。日本の長い歴史や伝統・文化等は軽んじられ、価値観の多様化や国際化も進み、今がよければ、自分さえよければ、といった考え方の人も見受けられ、安心安全よりも、金儲けの為ならなんでもありといった様相を呈している。

この様な現況では、震災からの復旧復興だけでも、大変なお金も労力も、智恵も時間も必要だというのに、まして国の再生など、とうてい望むべくもない。

今こそ我々神社人は一丸となり、敬神崇祖尊皇、共助共生の精神を基本とした日本の再構築に向け、最大限の努力をすべきときがきているし、ましてや、次代を担ってもらう子供達に、今のままの日本を引き継ぎたいとは思ってもいない。

皇室制度の改革や領土問題等、国の根幹に関わる諸問題も山積している一方、地方は地方でそれぞれの問題を抱えている。各神社庁が中心となり、各階各層からの意見や要望をくみとり、話し合い、お互いに理解しあい、協力体制づくりこそ急務ではないでしょうか。神社関係者のすべてが、共助共生の精神を第一として、諸問題解決に向け考え、行動することこそ肝要であろう。

より深い情報共有を

川越氷川神社宮司 山田禎久

このたび埼玉県神社庁報が二百号記念号の発刊を迎えられますこと、心よりお祝い申し上げます。

河野省三庁長が「県内神社関係者が神祇を中心とする諸種の問題に関して正しい認識を持ち、誤りのない方針を執り得るやう」にとの念で創刊された庁報を通じて、県内神職が知識や情報を共有できるようになりましたことは、歴代庁長はじめ編集に携わられた先輩諸兄のご努力の賜物と存じます。

先日、社務所の書庫に保管された創刊号から五十号までの「神社庁報合本」をあらためて取り出してみました。四十年以上も前に出された合本はさすがに、茶色く日に焼け端々も擦り切れています。ところが頁をめくると、そこに掲載されている識者の意見はいささかも色褪せることなく胸に響き、当時の神職が掲げている目標や課題は、まさに現代のわれわれが抱えているものと変わらないことに驚かされます。時が流れてもなお、神社の本質は一定であること、またそれゆえに地域社会にとって神社はつねに安心できる拠り所であるのだということをお教えてくれるような気がします。

その一方で、ITは日進月歩の発達を遂げており、より多くの方に、より短時間で大量の情報を発信することが可能になりました。今後斯界の広報活動の方法も多岐にわたって行くのではないかと思っています。

現在、教化委員会のホームページ専門委員会主幹を務めさせていただいています。同委員会では今期、神社庁ホームページのシステム改訂を計画し、検討を重ねています。フェイスブックとの連動や県内神社検索を通じ、神職と氏子崇敬者相互の情報伝達の充実をはかるとともに、庁報掲載記事・諸研修の内容報告等、神職間の情報共有がより充実していくことと思われれます。

マスメディアとの関わりについて

鷲宮神社宮司 相澤 力

埼玉県神社庁におかれましては、庁報二百号記念号を発行され、また、本年は、創刊六十年という佳節を迎えられ、心よりお慶び申し上げます。

昨今は、神社を取り巻く環境も、時代の移り変わりとともに大きく変容しつつあります。現代の激しい流れの中、浮薄に陥ることなく、伝統文化の継承を重んじ、神域を護持することは益々重要性を増しており、我が国の将来的な在り方や、斯界の行く末を見据えた、崇敬者の教化・育成を十分に行うことが必要と感じております。

そのため、社報を始めとする広報活動は、今後、さらにその重要性を増していくであろうと考えられ、神社としても、社報の内容を充実させることは勿論、その他のマスメディアに対しても、前向きに関わりを持つていくことが必要と考えております。

マスメディアとの関わり合いは、広報活動の充実という観点からも、嫌気すべきものではなく、むしろ積極的になすべきと感じておりますが、その際には、我が国の伝統的な精神の維持及び高揚を傷つけることのないようにと考えます。

たとえば、当社は、過日、地元商工会を通じ、ある映画の撮影を行うことの許可を求められました。許可をするにあたり、神社の尊厳を損なわない撮影内容であることを大前提とし、かつ、事前に、商工会及び映画撮影者の双方の責任者との間で、参拝者や近隣にお住まいの方にご迷惑がかかることのないよう、綿密に打ち合わせを行い、撮影に際しても、節度をもった行動をとられたため、大過なく撮影は完了いたしました。

このように、当社は、マスメディアとの関わりについて、神社の広報に資する一方で、その影響力の大きさに鑑みて、神社の尊厳を損ねることのないよう、柔軟かつ適切な対応が必要であると考慮しており、その考えに基づいた実践を心掛けております。

これからの神社庁報と別表神社の関わりについて

高麗神社宮司 高麗 文康

このたびは、『埼玉県神社庁報』が創刊六十周年を迎えられ、更には、二百号記念号発行され、誠におめでとうございます。

庁報は、日本が独立を果たした昭和二十七年から、県内神職の一体化に大きな役割を果たし、様々なメディアが登場した現在でも、県内外の斯界の状況を伝える媒体として存在感を示しています。これも、ひとえに歴代の編集委員諸氏の努力の賜物と敬意を表する次第です。

日本は大変豊かになり、そのために日本人の価値観は多様になりました。それと歩を一にするように、神社の有様も多様になりつつあると思います。それぞれのご社頭が繁栄することは願ってほしいことですが、現実的にはそれぞれのお社に、それぞれの課題があるという状況ではないでしょうか。

そうしたものの中には、斯界共通の課題が含まれている可能性があります。神社数に比して神職の数は極めて少ない状況です。

その中で努力している神職の取組みの紹介や、共通の今日的課題を取り上げるなど、『庁報』にはこれからも、県内神職の共通認識を深めるための媒体として大きな役割があると思います。

良識ある神職が、神社庁を始め、諸団体の中で同職との結びつきを強め、各ご社頭における様々な課題に向かってゆくための基礎資料となることを望みたいと思います。

横田茂・宮澤岩雄大人を偲ぶ

元教化委員会広報部長
久下神社宮司 栗原行平

宮澤宮司が帰幽されて十年、享年七十七歳。馬齢を重ねて八十路を越えた。今に至るも大先輩との差がつかまることなく、ますます遙けき高所にまします。

横田宮司より電話あり、「宮澤君の弔辞を頼む。」横田宮司が書いてくださったればと一瞬思ったのだが、語調は依頼よりも、先輩の命令に近かった。弔辞は後輩の仕事だと言っているやうにも聞こえた。その弔辞の一節より。

組みしかば左上手を切らしめて
優勝を呼ぶ上手投げはや

(三峯神社社報「みつみ祢山」百五十八号より)

貴乃花が曙を破り優勝したときのことです。宮司は貴乃花のことを獅子王といてをります。小錦は一角獣、武蔵丸はひぐま、曙は仁王でした。

自らの体重支へがたからん
押しまくれども突き落とされて

(三峯神社社報「みつみ祢山」百六十一号より)

小錦の敗戦です。宮司の直会も圧巻でした。梅干を好み、日本酒を味はう風情、武蔵丸の張り手のやうなパチンとした舌鼓の連発。論理を拒否した断定の話法の末は「うるさい、だまれ。」でした。傍らに横田宮司の温顔。三峯神社社報百八十号別冊の宮澤宮司追悼号の表紙には、神社本庁長老寶登山神社名誉宮司横田茂大人の挽歌

温め酒 莞爾と大人の舌鼓
が巻頭を飾ってゐる。

その横田宮司も既に鬼籍。感無量である。神社庁の役員の末席を汚した日々の回顧は、両先輩の在りし日を偲ぶことで尽きてしまふ。よき先輩に恵まれた日々が懐かしい。

回顧と展望

前教化委員会委員長 松岡俊行

埼玉県神社庁報が創刊二百号を迎えられましたことは、誠にご同慶に耐えませぬ。

平成十六年から二期六年の教化委員長就任中には、教化委員会の様々な活動につきまして逐次掲載させていただきました。

思えば、一期目の就任時は遷宮事業の開始にあたり、当時の園田稔庁長より、「彩の国お宮宣言」なる神社庁の活動指針が示され、これに基づき、第六十二回神宮式年遷宮に向けた、啓発と神宮大麻奉斎の推進、神職の資質向上に努める趣旨の基本方針を掲げ、活動を進めてまいりました。

二期目は、神宮式年遷宮の完遂に向けて引き続き努めるとともに、遷宮の心を広く次世代へと確実に継承すべく、「遷宮奉賛の啓発と神宮大麻頒布向上に向けて」を教化目標とし、すべての部、特別委員会毎に、共通の課題を明確にし、取り組んでいただきました。

これまでの縦割りの活動に加え、横断的に連携を深め、共通の目標を共有することで、それぞれが連携して本事業を進めるという点で、大きな意義があったと思っております。中でも、「鳥居付おふだ立てプレゼント」「未来の神棚デザインコンテスト」などは、お神札を祀る心の醸成を目指し、若年層への神宮大麻頒布開拓への取り組みとして、全国的に反響があり、将来の神棚のあり方に一石を投じた結果となりました。

ただ、これらの活動を更に推し進めていくためには、教化委員会組織が平成五年に改編され、二十年弱が経過する中、時代とともに、必ずしも十分とはいえず、本来の機能を発揮するためには、機構の再編が不可欠との認識から、改正の方向性で検討がなされている由、今後の組織再編に大きな期待を寄せています。

そのために、教化委員会の活動を県内各支部・県内神職に周知、理解を求め、協力体制を強固にする上には、庁報との連携が、さらに重要となってくると思われまふ。

これまで、神社界を担ってこられました先人に思いを致し、その役割の一端を担わせていただいたことに感謝し、今後の教化委員会の活動を見守って参りたいと思っております。

長い伝統の一角を担って

平成五年度～六年度編集長 中山 眞明

庁報が二百号を迎えるという。誠に慶賀に耐えない。

高麗澄雄庁長に命じられて、編集長になるのが決まった時、何よりも優先しようと思ったのは、年四回の発行をきちんと守ろうとしたことであつた。内容が優れていても、年に一、二回しか発行できないのは、「庁報」の性質上、意味を持たなくなってしまうかもしれないので、定期的にきちんと発行しようという心を決めたのである。三ヶ月に一度の発行は、結構きついなものであつたが、良いスタッフに恵まれて、何とか全うできたのは、望外の喜びであつた。

内容的には、様々なものをテーマにして、それにふさわしい方々をお願いをして、まとめ上げることは、中々しんどいものであつたが、担当スタッフの努力により、毎号が形になっていくのは、素晴らしいものであつた。

河野省三先生の出発点により発行された埼玉県神社庁報も、いざれ記念復刻版が発行されると思うが、それぞれのページから匂い立つものは、どこを開いても、神社神道に寄与する情熱がほとばしつたものであり、その一時期に関われたことは、今にして思えば、有難いことであつた。

第百三十二号より百三十七号迄、編集場所は熊谷市の古宮神社事務所を毎回お借りをし、庁報室長には廣瀬和俊副庁長があたり、刺激に満ちた方針を与えて頂いた。編集長は、児玉支部の私が務めさせてもらい、編集委員には、北足立支部より馬場直也氏、大里支部より茂木治男氏、同じく篠田宣久氏、秩父支部より朝日則安氏、入間支部より山田禎久氏、神社庁からは渡邊俊雄氏に加わって頂いた。庁報をきちんと発行できたのは、全てこの優れた委員の方々の努力によるもので、私は、うろろうろしていただけの編集長であつた。

庁報特集号の回顧

平成七年度～十二年度編集長 馬場 直也

担当した庁報は、百三十八号から百五十七号。編集方針は、特集号の形をとった。藪田稔室長の御指導のもと、斯界の課題を俯瞰しながら識者の意見を取り入れ、さらに埼玉県域諸社の事例を加えた。殊に、室長が庁長となり示された、神社庁活動方針「彩の国お宮宣言」の三項目の提言を特集の柱に据えて編集を行った。

一、森とまちづくりを進めよう

近年の開発や環境の変化により減少している鎮守の森を回復すべく、森に鎮まる神の靈性や巨樹の信仰、由来、森の保全管理、県内諸社の社叢、水源としての森と水系に鎮座する神社祭祀、湧水祭祀等を集め、自然の中にある神社本来の佇まいについて考えた。

二、子供と家庭を大切にしよう

少子化時代に入り、神社から子供の遊ぶ姿や声が消えて久しい。神社は子供の感性を育む場であり、次代の神社祭祀、伝承文化を担う年齢階梯社会に組み込まれた子供組の活動の場でもある。これは家庭祭祀にも繋がる。このことを踏まえ、祭りに参加する子供の姿、子供会の歩み、お宮と親子の集いの実践報告、家庭祭祀復興を特集し、地域社会と家庭の子供の教化について考えた。

三、英霊と先祖を大切にしよう

崇高な志を持って散華していった英霊が、残された者に託した大義やその心意を祭祀の中に顕彰していくため、埼玉縣護國神社を始め、県内英霊祭祀の原点を特集し、神職の務めとしての英霊祭祀の永続と道徳的緊張について考えた。

庁報の特集は、斯界の課題を考えていくための一石であり、これを通して埼玉県域の神社に光を当てていくための視座となることを目的とした。担当した特集号の基は、すべて原典としての『埼玉の神社』であつた。

「埼玉県神社庁報」創刊二百号を迎えて

平成十六年度～十八年度編集長 網野直久

この度、「埼玉県神社庁報」が創刊以来二百号を迎えましたこと、皆様と共に祝したいと存じます。

「庁報」第一号「創刊のことば」には、「此の際神社界こそ最も力をこめ、心を新たにし伝統を明らかにして、以って正しい目標を定め一致協力神職各自が斯道の興隆に挺身し、日本の為にひいては人類の幸福の為にその目標実現達成に邁進しなければなりません。」と記されています。大東亜戦争を経て独立直後、斯界の負う使命感に漲っている文章と言えます。しかし、戦後の復興は我が国の繁栄を齎す反面、其れ故の新たな諸問題を生み出しました。ここにおいて、私達は先人が歩んできた業績を今一度確認する必要があると思えます。

一方、若手の神職には平成生まれの人もおり、神社庁設立以来の歩みの記憶も遠のき始めております。創刊以来の「庁報」が手元にある方は、どれほどおいででしょうか。

今回、二百号発行を記念して作成した別冊『総覧並執筆者別索引』は、昭和二十七年の創刊より営み来たった膨大な記事の検索に資するためのものであります。

しかしそれは、言わば各論的検索の手段であり、神社庁の足跡の総体を俯瞰するには、今後は総論たる『神社庁通誌』の編纂も必要だと思われれます。勿論、神社庁では、五年毎に『年誌』を発行しておりますが、これは「庁報」に取材しながらも、例えば、論文や論考、その時代を反映する貴重な言説等は含まれておりません。これらの中にも、神社庁が歩んできた軌跡が示されていると考えます。

一口に『通誌』と言っても、何分二百号に及ぶ記事を取り纏めるのでありますから、並大抵な労力では成し難いと思えますが、庁報室の今後の取り組みの一つとして、提唱させて頂きたいと存じます。

神社庁報二百号発刊に臨んで

平成十九年度～現在 編集長 朝日則安

神社庁報二百号発刊にあたり、お祝いを申し上げますと共に、編集を担当させていただきました御礼を申し上げます。

平成五年夏、神社庁より突然の呼び出しを受け、祭式研修会が行われている東松山市の箭弓稲荷神社に伺いました。その席で、当時の高麗澄雄庁長より庁報編集委員の辞令を受けました。

その折、高麗庁長から、発刊当時の河野省三先生の「創刊のことば」に記されているように、県内神職にとつて、様々な問題に関して正しい共通の認識を持ち、更には、教養が深まる記事を載せた庁報にして欲しいとのお言葉をいただいた記憶があります。

以来、平成五年十二月発行の第百三十二号より、平成十三年四月発行の第百五十七号まで務めました。その二日程後、改めて編集委員の辞令を受け、以来、今日まで務めています。

現在、二期目の編集長を仰せつかっています。編集委員諸氏は無論のこと、テーマ毎にお願いしている斯界を代表される執筆者、また県内の神職各位の玉稿により、毎号発行することができ、感謝申し上げます。

現在の庁報編集については、各教化委員会で実施される活動の案内、また、報告を始め、現代の神社を取り巻く様々な諸問題について、専門分野の方々に寄稿いただき、県内神職並びに総代各位の参考になるように、毎号検討し発行しています。また、見易さ、読み易さに心掛け、写真も多く取り入れ、記事に即して理解が得られるような編集を心がけています。

編集に携わる者として、今後とも関係各位の意見を取り入れ、他県に恥じない庁報を編集していきたいと考えています。

神社庁報二百号を祝して

埼玉県神社氏子総代連合会会長 井上 久

埼玉県神社庁報が、二百号を重ねられるとの事、おめでとう御座います。と同時に、ご苦勞様でした。引き続きご努力をお願い申し上げます次第です。

さて、かねがね皆様にご協力頂いております御遷宮の御事も、至極順調に進められ、立柱祭、上棟祭も予定の通り相済みました事は、誠に慶賀に耐えず、喜ばしい限りであります。今後とも神宮大麻の増頒布をはじめ、一層のご協力を切にお願い申し上げます次第であります。

今回は、「神社の今後の在り方に就いて」との事ですので、私が、かねがね感じて居りました事項を簡条書きにして見たいと思っております。

最近の社会情勢では、神社に対する価値観が大きく変って参りました。神社の様な精神的に深いものから物質や、より現実的な事柄を重視する風潮に移って参りました。其の為か、或いはゲーム器など遊びの対象、方法が変わった事も原因にあるかとは思いますが、この頃では、神社様の境内で嬉々として遊ぶ子供達の姿を見かけることが少なくなつて居りました。非常に残念な事です。

そこで、現実的な要望・問題点を、思い付くままに列記させて頂きます。

1 神職と総代との関係をより密接にして欲しい。

此の為には神職と総代の会談機会をなす。殊に兼務社の総代との関係は疎遠になりがちなので尚更である。

現在実施されている一例として秩父支部で行い、好評を得ている方法を記してみたい。それは、地域を東西南北の四つに分け、夫々の中心神社を会場に、神職の講話を一時間程度お願いし、質疑応答が有って、その後、懇親会に移ると言う方法である。三年程前から実行して居りますが、各会場共に、毎回神職、総代で百五十人ほど集まって頂いており、終わると、「来年も是非に」との声が上がるほど好評である。この会場で、氏子の要望をお聴き願うと同時に、神職からもお知らせ等もあり、其の後、親交を深めて頂いて居ります。

2 子供達にも親しまれる神社にして欲しい。

其の為には、境内を駐車場にしている所が多いが、出来れば外に駐車場を整備して戴きたい。あの明るい賑やかな歓声が、境内に戻る日が待たれる

3 神社をなるだけ解放し、地域の人が集まり易い環境を作つて欲しい。

4 神職にも、なるだけ地域の集まりに出席して、親交を深め教化して欲しい

5 神社は、整理整頓、清らかな状態にして、気持ち良く参拝出来る様にして欲しい

6 各神社に、それぞれの故事来歴、参拝方法等のパンフレットを用意し、参詣者等に配布啓発して欲しい。

7 神職は先頭に立つて、総代、氏子、地域住民を指導啓発して欲しい

8 神職の増員を図つて欲しい。

此の為には、

a 女性神職の増員。

b 基幹神社勤務職員の方地方神社宮司の兼務を多くする。

c 外部職業に従事する神職有資格者の活用法を考える。

d 学業中の神職希望者の援助をする。

以上、色々書きましたが、神道は、昔から時代と共に、外来の思想や宗教の影響を多大に受けて参りました。現在も逆風の中で、困難な事が山積して居ります。しかし、日本の伝統文化を守るため、又、神社界の復興発展を願う為には、現在、出来得る事から行動しなければならぬと思ひます。頑張りましょう。

終わりに、今一度、御遷宮を控え、神宮大麻の増頒布に、絶大のご協力をお願い致します。

神社内外に対する広報のあり方

教化委員会委員長 高麗文康

神社庁報の紙面の充実は、偏に庁報編集室長と編集委員の努力の賜物というほかない。昭和二十七年七月一日の第一号から六十年の歳月を積み重ねての二百号は、とても意義深いことであると思う。

教化委員会は、毎号何らかの形で、庁報の紙面を割いていただいている。それは、主に教化委員会活動に関するもので、各種研修会の報告のみならず、対外的な教化活動の成果報告、現在の取組への県内神職への協力の要請などにも活用させていただいている。

庁報は、教化委員会の立場からすれば活動の詳細を県内神職にお伝えし、ご理解をいただくための、極めて有効な舞台といえる。とはいえ、庁報は単なる活動報告や告知のみにとどめるべき広報ではない。執筆者も読者も同職であればこそ、伝えられる意見や課題は多いはずである。それを伝えるのは、主に執筆者の責任であろうが、原稿を依頼する側にも、執筆依頼のねらいなどについて十分な説明が必要であると思う。庁報がこれまで同様、後世に残る貴重な資料となる為に、引き続きご留意をお願いしたい。

一方で、庁報編集室が、通年や各号の主題を設定し、編集する場合がある。主題の立て方によって、紙面を多く割く場合と少ない場

合があるが、こうしたものには、時々の編集室の方針や編集委員の資質なども見え隠れする。

近年、連載されている「杜の味めぐり」などは大変面白い発想である。従来、各社の紹介をすることはあっても、その周辺の現状を紹介した記事には、お目にかかったことはなかったと思う。かつて、神宮への「お蔭参り」にもよくあらわれた通り、参拝客は、参拝後の逗留やご当地名物に舌鼓を打つことを心待ちにしている。埼玉県内の各社にも長い崇敬の歴史に培われて、参拝の楽しみが用意されていると考えれば、それが商いの一環であっても御神徳の賜物と言えるであろう。

また、本年四月に埼玉県神社庁ホームページ「埼玉県の神社」の中に掲載された「さいたま神さまつぼ」は、一定の地域の神社や文化施設、史跡などを地図上に記載し、神社がつなぐ街の風景を可視化しているが、神社の存在感を周辺地域にまで広げて考えるという点で、共通性がみられる。これは、ホームページを運営する「ホームページ専門委員会」の委員の多くが庁報編集委員であることが大きい。

しかし、それは、現代の社会の中で神社をどのように位置づけてゆくのかという問題意

識の表れでもある。毎号楽しく拝見している企画連載であるが、自らの神社維持運営を考える意味でも、参考にさせて頂いている。

二百号までの六十年にも及ぶ長い歴史の中で、初期の庁報には、大変高尚な内容を伴うものが多い。昭和二十七年という時代は、GHQの占領下から解放され、あらためて日本人が、自らの国造りをしてゆくのだという気概に満ちていた頃でもあろう。我々の大先輩ともいえる諸先生方の論考は、一様に理想的で、六年間続いた占領政策の悪しき種を発芽させまいとする決意がうかがわれる。

時代を越え、神社界のため、優れた先達たちの後進に対する思いが綴られた庁報を、折に触れて読み返すと、現代にも通じる答えや提案がある。これを享受するか宝の持ち腐れとするかは、偏に繋いでいく者としての意識の持ち方であろう。

一方、こうした高い見地に立った論考を、近年あまり見ることができなくなったのも現実である。「先が見えない時代」といわれる現代であるが、不易を基として神社神道を奉じている神職であれば、理想的な見解であったとしても、未来に対する「見立て」も必要ではないだろうか。今や、若手から中堅世代の神職は、インターネット上で意見交換を盛んに行っている。されど、こういう時代だからこそ、大所高所からものを見た、長い経験を積んだ神職の腰を据えた論考が、庁報の紙面上に掲載されることを望んでやまない。

神社の今後のあり方について

神道政治連盟埼玉県本部長 押田 豊

戦後の混乱期、伝統回復に向けた数々の課題解決のためには、政治への積極的な関わりが不可欠との認識が高まる中、昭和四十四年十一月八日、神道精神を国政の基に据え、日本文化伝統護持を図ることを目的に「神道政治連盟」が発足しました。またこれに呼応して、昭和四十五年五月に、「神道政治連盟国会議員懇談会」が設立されました。

諸政策の中では、第一義に「皇室尊厳護持」を掲げると共に、靖國神社真姿顕現、憲法改正、教育正常化、領土問題、拉致問題、永住外国人への地方参政権、選択制夫婦別姓等々の解決に向けて、神政連は活動を展開しています。

最近では、皇室典範に関わる「女性宮家」のことが国政で議論に上がっています。将来の皇室のあり方も含め、多くの識者の知恵を絞ると共に、陛下のお考えを大切にして議論を進めて欲しいものです。課題が山積する中、一番大切なことは、この国「日本」を伝統に基づいて、次世代に継承することだと思えます。そのためには、この国を整えた大和民族の歴史(想い)を「正しい形」で伝えなければなりません。

今から千三百年前に上撰された『古事記』には、神話の世界から現代に至る多くのメッセージが残されています。例えば、神話の世界から現代まで、継承されている皇室(精神の柱)、また、人々が稲作を中心にお互いに助け合って生きる相互扶助の自覚、問題解決のために皆で話し合い、知恵を絞って明るさを取り戻し、一人ひとりの特性を活かした努力に学ぶものがあると思えます。

混乱する社会を再生するため、「民族の原点」に回帰することを基本に据え、将来への夢(希望)を語れるよう、関係者一同、心をひとつにして、今まさに諸活動を展開してゆかなければならないと思えます。

埼玉県神道青年会の広報活動

神道青年会会長 中山 真樹

この度は、庁報創刊六十周年並びに二百号記念号の発行、誠にめでとうございます。また常々、当会の事業報告等を掲載させていただき、ありがとうございます。県内の神職の方々や、事業に参加出来ない会員にも庁報に掲載された、当会の記事を一読していただければ、どのような活動を行ったのかを、ご理解いただけたらと思います。

当会も会報誌といたしまして、「溪流」を年一回発行しています。「溪流」は、一年間の活動記録を、事業発信部がまとめてオールカラーで作成し、対外向けの広報誌として県内神職全員に送付し、御笑覧いただいております。

また、対内向けに年一、二回「神青ジャーナル」も発行しています。「神青ジャーナル」は、会員に楽しんで読んでもらえるように、砕けた内容の記事を織り交ぜながら作られています。「溪流」や「神青ジャーナル」の誌面作りには庁報を参考にさせてもらっています。平成二十二年には、神道青年全国協議会から、最優秀広報賞を受賞しました。今後も、庁報を手本にしながら発行していきたいと思えます。

近年のパソコンや携帯電話の普及により、インターネットを検索すれば何事も調べられ、またニュース等もリアルタイムで見ることが出来る時代において、印刷物に目を通す事が少なくなってしまうが、ただが、庁報のように記録を印刷物(書物)として残す事は必要であると考えています。庁報には、その時代の神社界の問題や、県内においてどのような事業や研修が行われたかが記されています。十年、二十年後に読み返してみると、懐かしい思いや、昔は、こんな取り組みをしていたのかと認識する事が出来ます。庁報が時代の担い手になる事を願います。

結びに、庁報が三百号、四百号と永年に続き発行され、県内神社関係者の多くの皆様にご愛読されますように祈念いたします。

清き明き心の実現

教育関係神職協議会会長 諏訪秀一

埼玉県神社庁報第二百号発行、おめでとうございます。県内の動きを中心に、神職に関係深い情報をお届けいただき、ありがとうございます。私たちが教育関係神職協議会では、神社人の立場から日本の教育について情報収集したり発信したりして「につぼんの心」の実現を図っています。

最近では六月十日、神社本庁を会場に、「清き明き心の実現―道徳教育を・神話教育を・教科書採択をどうするか」を主題に、八月に実施する全国大会と深く関連させた現職教員研修会を開催しました。初めに、文部科学省初等中等教育局教育課程学校教育官の倉見昇一先生の「新学習指導要領における伝統や文化に関する教育の充実について」、続いて武蔵野大学教授の貝塚茂樹先生から「戦後道徳教育の反省と今後の課題について」の講演をいただきました。

貝塚茂樹先生からは「自身が編集した『13歳からの道徳教科書』について、新しい中学校学習指導要領に基づいた内容を、人物の生き方から学べるようにし、全ての徳目が「清き明き心」で支えられていることを貫き通したというお話をお聞きしました。このことは、一昨年講演いただいた八木秀次日本教育再生機構理事長も明言されていたことでした。

では、「清き明き心（清明心）」とは何か。簡潔に述べれば「日本の伝統的な心や文化」のことで、古事記の天照大御神と須佐之男命に関する記述から、具体的な内容は、①公共心②畏敬の念③清々しさだとも言われています。道徳的な表現をすれば、人と人とのかわり方、心のあり方のこと。伊勢神道をおこした度会家行の表現を借りれば「ソノ品、一二非ズ。或ハ正直ヲ以テ清浄トナル。或ハ一心不乱ヲ以テ清浄トナル」です。

八月には同じ主題で愛媛大会を開催し、広島大学名誉教授黒田誠耕先生の講演を聞いたり、お互いの実践を持ちより研修します。

今後、当会の活動につきましては、機会あるごとに庁報の紙面をお借りしまして、報告させていただきますと思います。

神道婦人会と今後の活動のあり方

神道婦人会会長 竹本多恵子

埼玉県神社庁報創刊六十年の御祝いを申し上げます。今年の四月二十八日でサンフランシスコ講和条約が発効されて六十年になるので、神社庁報が創刊されて同じ年月を経たことになります。

当時の日本は、戦後の占領統治された状態から主権を回復して国際社会に復帰するという時代ですから、神社を取り巻く状況もかなり大変であったことと推察いたします。

このような中で、庁報を通して県内神社の様子や、神社の進む在り方などの参考になったことは大変に有意義なことであったと思います。

さて、神道婦人会は、昭和五十年に発足をいたしまして、現在の会員数は六十名です。神社庁の御助成を戴きつつ、毎年、教化活動にも繋がる祭祀舞の研修会を行っております。今後もより良い成果を挙げられるよう神社に関わる方々に、舞による教化の広がりを得られるように考えています。

また、近代に表された教育勅語（教育ニ關スル勅語）の研修で、過去における教育の根幹を成す教えを学びました。現代の学校教育、家庭教育、社会に於ける正しい状態を保つための秩序など、今まさに様々な歪みが表に現れてきています。これからは、研修の場を設けて、より明らかにして行くことが未来の望ましい教育の在り方に繋がると考えます。このことは、神社や神道精神の根本を成り立たせると思います。

これまでも、庁報からは、その折々の活動内容、また、お知らせなどを頂き、活動方向が把握できてとても良いので、今後は、神社関係外の出来事も交えた内容を願って居ります。

今後、本会に対しまして御理解と御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

神社の今後のあり方について

埼玉県氏子青年会会長 細 沼 武 彦

埼玉県神社庁報が六十周年ならびに二百号を迎えられ、お祝い申し上げます。

氏子青年会は、神社を中心に集まった青年組織であり、氏神様や崇敬神社の発展に寄与すると共に、地域の発展、青少年の健全育成に協力する団体で、精神的基盤を神社信仰に求めています。

鎮守の森は、我が子供のころを考えますと、子供の集う場所であり、お祭りなどを通して、地域がひとつになり、人々のよりどころとして存在していたように思います。

今日の社会情勢は、子供の虐待やいじめなど、また高齢者の孤独死など、心の荒廃を原因とする憂慮すべき状況にあると考えます。全国氏子青年会では、国技である相撲を、「全国鎮守の森子ども相撲大会」と位置づけ、伊勢神宮と靖國神社にて、青少年の健全育成として取り組んでいます。

また、明治二十三年十月三十日、明治天皇が国民に示された教育勅語にも取り組んでいます。

昭和二十年八月、終戦を境に、戦前の教育勅語に示されている道徳教育から新憲法のもと、権利や自由主義が主張され、今日に至っております。その結果、心の荒廃が始まり、様々な事件や問題が生じております。

まさに今、必要とされているのは、教育勅語であり、道徳教育であります。教育勅語に示されている、子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は仲睦まじくし、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕する。この精神こそ神社を中心に取り戻すべきと考えます。

昨年、東日本大震災という国難を契機として、私たちは教育勅語の精神に立ち返り、心を一つに日本国の再建に取り組むべきと考えます。

編集後記

埼玉県神社庁報が、創刊以来六十年を迎え、更には二百号記念号となったことは、偶然とはいえ、誠に喜ばしい節目を迎えました。

ご多用の中、田中恆清神社本庁総長、小串和夫神社新報社社長からは、お祝いのお言葉を賜り、また、阪本是丸國學院大學教授並びに、沼部春友須賀神社宮司・元國學院大學教授には、第二代庁長を務められ庁報を創刊された河野省三先生のご業績や、思い出などについて、本号に相応しい玉稿を賜り、誠にありがとうございます。

更には、県内神社関係者、また、関係団体の方々にも、庁報との関わりについての回顧、並びに、将来に向けての展望など、忌憚のないご意見やご感想を頂戴することができました。重ねて御礼を申し上げます。

なお、二百号を記念し、「総覧並執筆別索引」を別冊で発行することに致しました。これは、この度ご執筆いただいた皆様も申されているように、斯界の後進に対する思いが綴られた庁報を今後に資するために、まずは、創刊号から二百号までの歩みを順に通観していただけるよう、総覧を設けました。並びに執筆者毎に検索できるように、執筆者別索引を附しました。是非、ご活用いただければ幸いです。

(編集長 朝日則安)

庁報室

室長 竹本佳徳 (川口神社宮司)
編集長 朝日則安 (三峯神社権禰宜)
編集委員 網野直久 (秩父神社権禰宜)
中山真樹 (金鑽神社禰宜)
嶋田土支彦 (氷川神社権禰宜)
小林充 (香取神社禰宜)
森田豊 (氷川神社権禰宜)
高橋寛司 (神社庁学芸員)